

2026年7月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第801条第1項・第3項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

東京都港区六本木六丁目10番1号  
株式会社ハウテレビジョン  
代表取締役 音成 洋介

株式会社ハウテレビジョン（以下「吸収合併存続会社」といいます。）は、株式会社ログリオ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）を吸収合併する吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を、2026年7月1日（以下「本件効力発生日」といいます。）をもって行いました。本件合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の本件合併に関する事項は次のとおりです。

### 記

1. 本件効力発生日

2026年7月1日

2. 吸収合併存続会社における手続の経過

吸収合併存続会社は、2026年5月18日開催の取締役会において本件合併に係る合併契約の締結を決議し、同日、本件契約を締結しました。会社法第796条第2項（簡易合併）の要件を満たすため株主総会の承認を経ず、同条第3項に基づく反対株主からの通知はありませんでした。

債権者異議手続として、2026年5月29日に官報による公告及び知れている債権者への各別の催告を行い、異議申述期間（2026年6月29日満了）内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における手続の経過

吸収合併消滅会社は、2026年5月18日開催の取締役会において本件合併に係る合併契約の締結を決議し、同日、本件契約を締結しました。吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の特別支配会社（発行済株式の全部を保有）であるため、会社法第784条第1項（略式合併）により株主総会の承認を経ず、同条第3項に基づく反対株主からの通知はありませんでした。債権者異議手続として、2026年5月29日に官報による公告及び知れている債権者への各別の催告を行い、異議申述期間（2026年6月29日満了）内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本件効力発生日において、吸収合併消滅会社の資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務を包括的に承継しました。承継した主な権利義務の内容は、別紙のとおりです。

5. 会社法第 794 条第 1 項及び第 782 条第 1 項の書面の備置開始日

吸収合併存続会社（会社法第 794 条第 1 項）及び吸収合併消滅会社（会社法第 782 条第 1 項）のいずれの事前開示書面についても、備置開始日は 2026 年 5 月 29 日です。

6. 変更の登記をした日

2026 年 7 月 1 日（本件合併による変更の登記及び吸収合併消滅会社の解散登記申請日）

7. その他本件合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上